空港法（昭和３１年法律第８０号）第２６条第１項の規定により、稚内空港脱炭素化推進協議会を組織しましたので、同法同条第６項の規定により公表します。

〇協議会の名称

稚内空港脱炭素化推進協議会

〇構成員の氏名又は名称　（順不同、敬称略）

〈空港管理者〉

東京航空局、稚内空港事務所

〈関係事業者〉

北海道開発局 稚内開発建設部 稚内港湾事務所、気象庁 札幌管区気象台 総務部業務課、北海道エアポート（株） 稚内空港事業所、全日本空輸（株） 稚内空港所、日本通運（株） 稚内空港営業所、藤石油（株） 航空事業部、（一財）航空保安協会 稚内事務所

〈関係地方公共団体〉

北海道、稚内市

〇協議会における協議事項

（１）推進計画の作成に関する事項

（２）推進計画に記載された取組の実施及び取組状況のフォローアップに関する事項

（３）推進計画の変更に関する事項

（４）航空法第 131 条の 2 の 10 に基づく航空運送事業者による協議に関する事項

（５）関係行政機関及び事業者への協力の求めに関する事項

（６）関係行政機関及び事業者の空港脱炭素化に対する意識醸成に関する事項

（７）空港利用者への空港脱炭素化の取組に対する理解促進に関する事項

（８）その他協議会が必要と認める事項